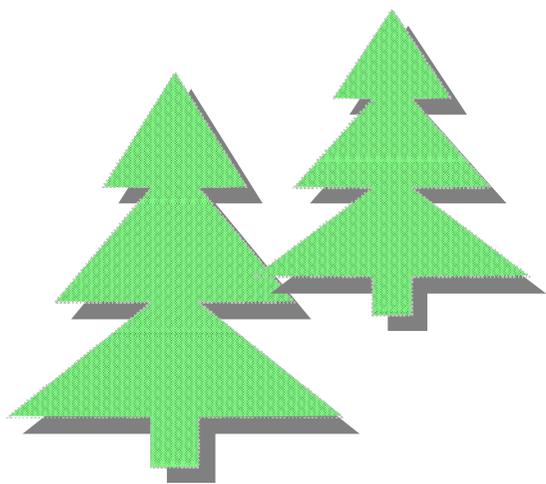


# 工場立地法に基づく届出事務の概要



平成22年11月  
茨城県企画部事業推進課



(注意) 当資料は工場立地法の概要を示したものであり、具体の取り扱いについては、必ず届出窓口まで直接ご確認・ご相談ください。

# 1 工場立地法の概要

## (1) 目的

工場立地が、環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的としている。

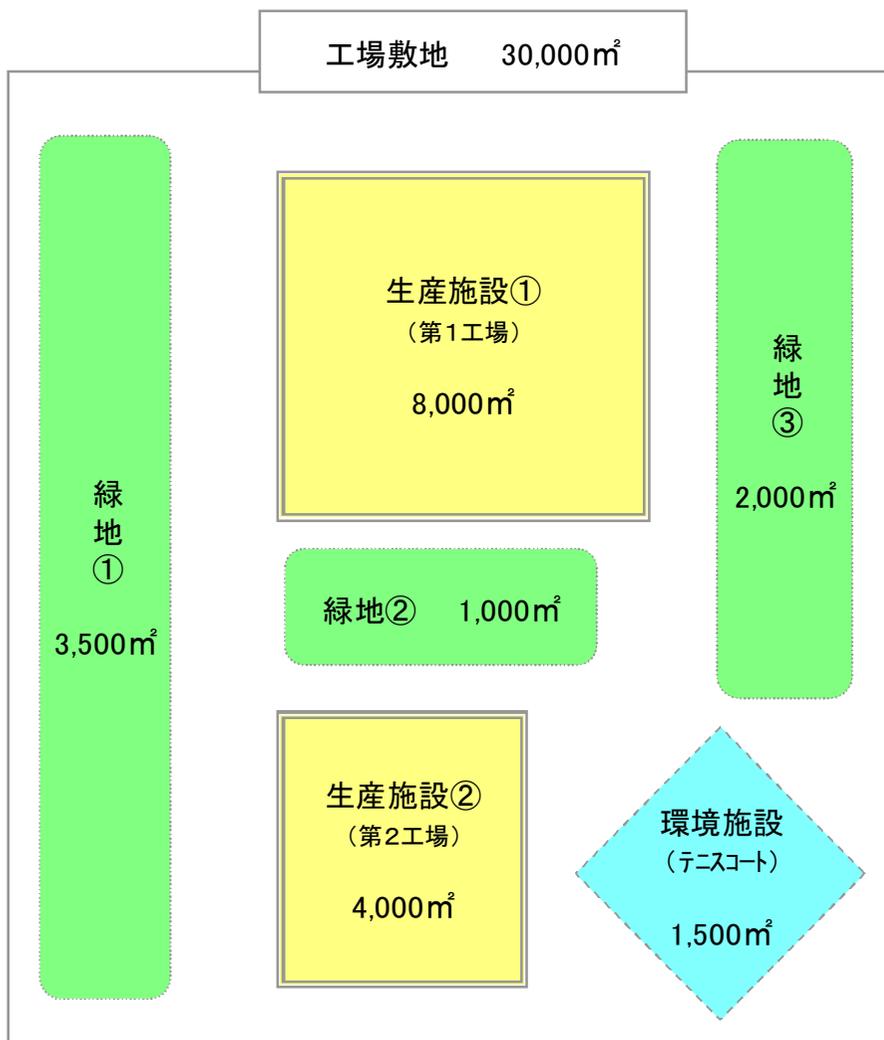
## (2) 工場立地に関する準則

上記目的を達成するため、準則を策定し、遵守すべき事項をルール化している。

### (主な内容)

- |                          |                   |
|--------------------------|-------------------|
| ○ 敷地面積に対する 生産施設の面積の割合の上限 | 30%～65% (業種毎に8段階) |
| ○ " 緑地面積の割合の下限           | 20%               |
| ○ " 環境施設面積(緑地含む)の割合の下限   | 25%               |
| ○ 環境施設(緑地含む)の敷地周辺部への配置   | 15%以上             |

～ 準則計算イメージ ～



生産施設 (①+②)

※ 生産施設の割合が65%の業種の場合

$$\frac{8,000 + 4,000}{30,000} = 40\% \leq 65\% \quad \text{OK}$$

緑地 (①+②+③)

$$\frac{3,500 + 1,000 + 2,000}{30,000} \doteq 21.7\% \geq 20\% \quad \text{OK}$$

環境施設

+

緑地 (①+②+③)

$$\frac{1,500 + (3,500 + 1,000 + 2,000)}{30,000} \doteq 26.7\% \geq 25\% \quad \text{OK}$$

(周辺部への配置)

環境施設

+

緑地 (①+③)

「緑地②」は周辺部に含まない!

$$\frac{1,500 + (3,500 + 2,000)}{30,000} \doteq 23.3\% \geq 15\% \quad \text{OK}$$

### (3) 届出義務

上記準則を満たしているかどうか、一定規模以上の工場(特定工場)を新設・増設する際に届出義務を課している。

#### ○ 届出を要するケース

(業種)

製造業, 電気・ガス・熱供給業者

であって

(規模)

敷地面積 9,000㎡以上 または 建築面積 3,000㎡以上

の工場が

新設 または 変更

をする場合

(期限)

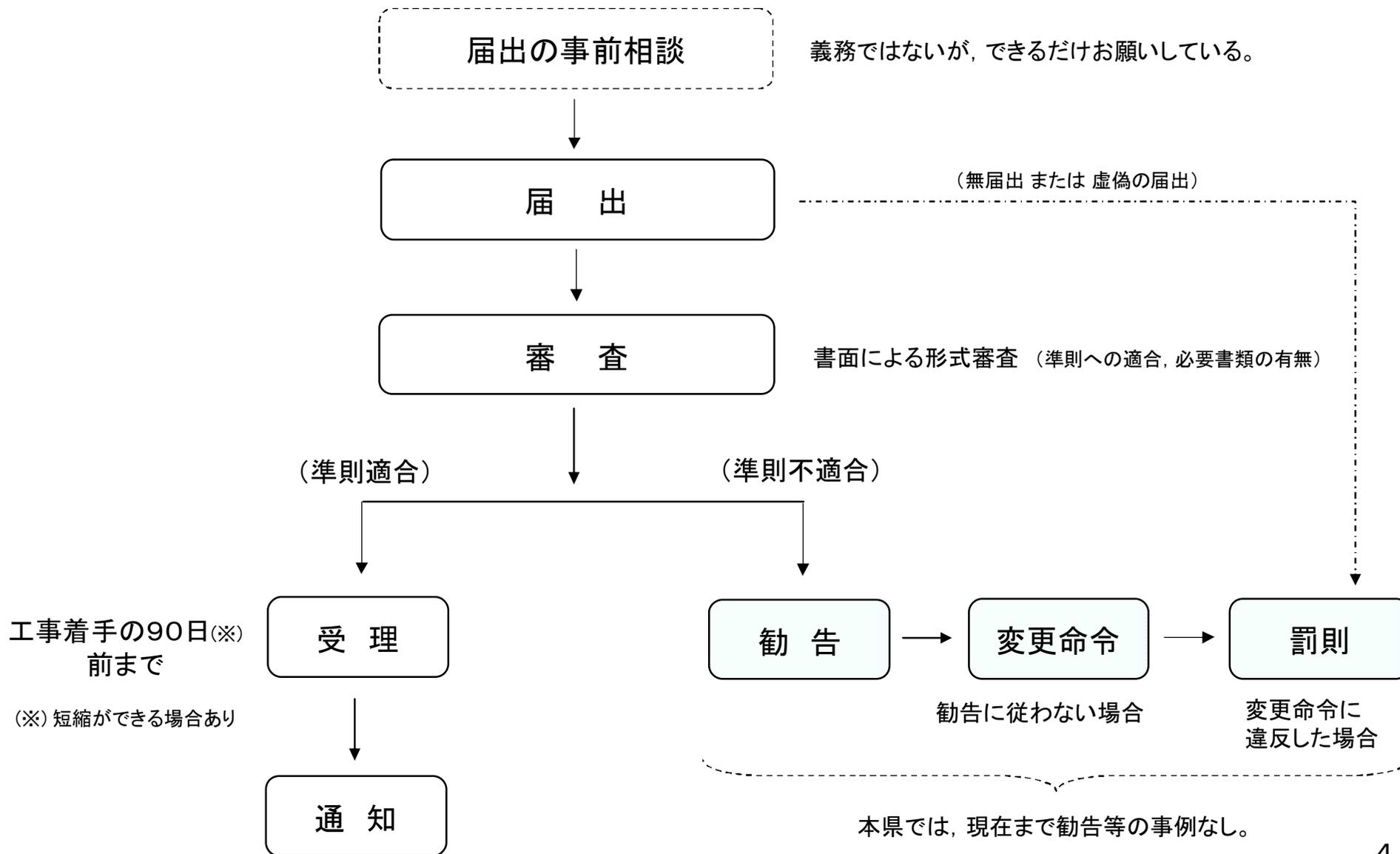
工事着手の90日前<sup>(※)</sup>までに届出受理

(※) 短縮ができる場合あり

特定工場

## 2 工場立地法に基づく届出事務

### (1) 届出フロー

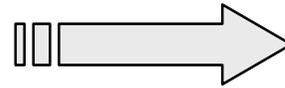


## (2) 届出の種類

(主な届出内容)

(届出の種類)

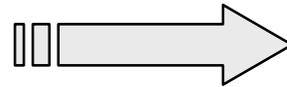
### ① 新設届出 ・ 変更届出



- ・ 新たに特定工場(届出対象)となる場合 (工場新設)
- ・ 既に届出済の内容を変更する場合 (工場増設, 緑地減少など)

- ・ 敷地面積に占める 生産施設の面積の割合
- ・ " 緑地面積の割合
- ・ " 環境施設(緑地含む)の割合
- ・ 環境施設(緑地含む)の配置
- など

### ② 氏名等の変更届出



- ・ 企業名, 所在地等の変更がある場合

- ・ 氏名 または 名称
- ・ 住所
- ・ 変更原因 (原因を証明する書類等を添付)

### ③ 地位の承継届出



- ・ 譲受, 合併等による届出者の地位の承継がある場合

- ・ 氏名 または 名称
- ・ 住所
- ・ 承継原因 (原因を証明する書類等を添付)

### 3 主な届出内容

#### (1) 生産施設面積の割合

○ 敷地面積に占める生産施設面積の割合が、30%～65%の範囲内であること。

※ 生産施設とは・・・製造業における物品の製造工程等を形成する機械又は装置が設置される建築物

#### (参考) 業種による区分

業種の区分		敷地面積に対する 生産施設面積の割合
第1種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業, 石油精製業, コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業	30/100
第2種	製材業・木製品製造業(一般製材業を除く。), 造作材・合板・建築用組立材料製造業(繊維板製造業を除く。)及び非鉄金属鋳物製造業	35/100
第3種	一般製材業及び伸鉄業	40/100
第4種	窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業, 陶磁器・同関連製品製造業, ほうろう鉄器製造業, 七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。), 農業用機械製造業(農業用器具製造業を除く。)及び繊維機械製造業	45/100
第5種	鋼管製造業及び電気供給業	50/100
第6種	でんぷん製造業, 冷間ロール成型形鋼製造業, 建設機械・鉱山機械製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業	55/100
第7種	石油製品・石炭製品製造業(石油精製及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業	60/100
第8種	その他の製造業, ガス供給業及び熱供給業	65/100

(業種は、「日本標準産業分類」による)

## (2) 緑地面積の割合

- 敷地面積に占める緑地面積の割合が、20%以上であること。

### ※ 緑地面積の算定

樹木が生育する10㎡を超える区画された土地 又は 屋上緑化施設

- 10㎡当たり高木が1本以上あること。
- 20㎡当たり高木が1本以上 及び 低木が20本以上あること。
- 低木 または 芝その他の地被植物で表面が被われている10㎡を超える土地

### (3) 環境施設(緑地含む)面積の割合

- 敷地面積に占める環境施設(緑地含む)面積の割合が、25%以上であること。

※ 緑地以外の環境施設とは・・・

次に掲げる施設の用に供する区画された土地で、周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるもの

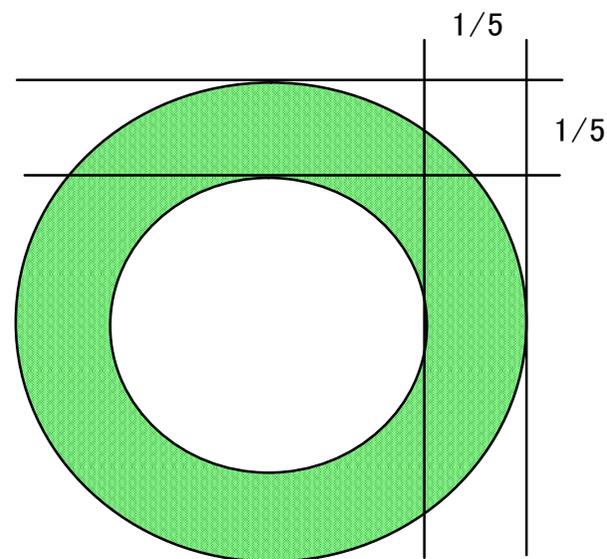
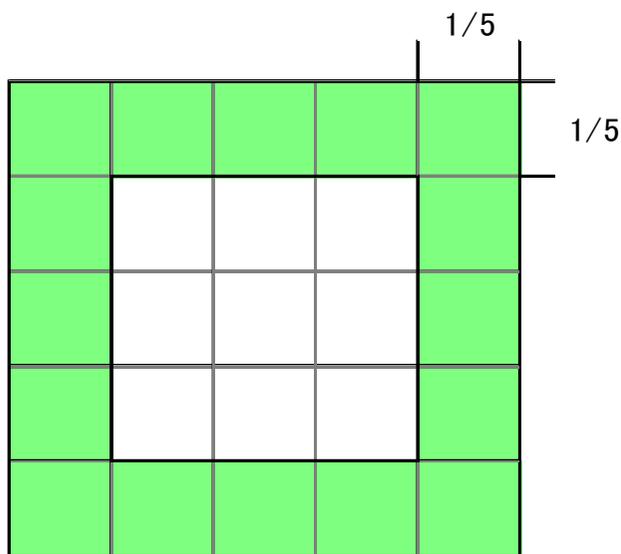
- 噴水, 水流, 池, その他の修景施設
- 屋外運動場
- 広場
- 屋内運動場
- 教養文化施設
- 雨水浸透施設

#### (4) 環境施設(緑地含む)の配置

- 環境施設(緑地含む)のうち, その面積の敷地面積に対する割合が15%以上を敷地の周辺部に配置すること。

##### ※ 敷地の周辺部 (イメージ図)

敷地の境界線から対面する境界線までの距離の1/5程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分をいう。



## 4 届出対象工場(特定工場)

- 業種 製造業, 電気・ガス・熱供給業者
- 規模 敷地面積 9,000㎡以上 または 建築面積 3,000㎡以上

## 5 届出先

- 当該工場が立地している都道府県, 政令指定都市の窓口

※ 「企業立地促進法 (注)」に基づく工場立地法の特例

同法に基づき, 市町村条例により重点促進区域に係る緑地面積割合等の緩和を行う場合は, 当該区域に係る届出の受理は, 市町村が行う。

○ 県内の状況(22年11月末現在)

- |                   |                |                   |
|-------------------|----------------|-------------------|
| ・潮来市 20年 6月施行     | ・結城市 22年 4月施行  | ・つくばみらい市 22年10月施行 |
| ・古河市 20年10月施行     | ・筑西市 22年 4月施行  |                   |
| ・牛久市 21年 7月施行     | ・桜川市 22年 4月施行  |                   |
| ・石岡市 21年 7月施行     | ・八千代町 22年 4月施行 | (以上 11市町村)        |
| ・かすみがうら市 21年 9月施行 | ・下妻市 22年 6月施行  |                   |

(注) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律